

ルが偏摩耗している場合には、レールがまっすぐであっても、軌間線はまっすぐでない場合がある。軌間に関する図面では通常この軌間線を表示する。(伊地知堅一)

きかんでいきしゅうぜん 機関定期修繕 気動車の使用状況に応じ所定の運転キロまたは所定の期間内に機関、変速機、主発電機、空気圧縮機およびこれらの付属品を解体し、その各部にわたって行う修繕をいい、国鉄現行の所定運転キロは50,000 km。この運転キロに達しないでも12箇月を経過するものは、事前にこの修繕を行わなければならないことになっている。(石黒 寛)

きぎょうこうりかそくしんぼう 企業合理化促進法 産業合理化の一環として企業合理化を促進し、経済自立達成に資するため、昭和27・3・14法律第5号として公布施行された法律。

企業合理化を促進させるための国家施策の在り方について、本法施行数年前から各方面において検討がすすめられていたが、昭和26・2通商産業大臣の諮問機関である産業合理化審議会では、「わが国産業合理化の具体的方策如何」との通商産業大臣の諮問に対して「わが国産業の合理化について」と題する答申書を提出し、各種の合理化施策を即時強力に実施するよう要望した。その内容について検討された結果、法律の規定で実施し得るものだけ総合的に取上げ、昭和26・11第12回臨時国会に議員提案として企業合理化促進法案が提出され、翌昭和27・3・7成立した。本法は企業合理化を急速に促進するための臨時立法であるから、その目的を達成した上は廃止されるべきものである。その内容は、

1 企業の合理化を促進するため、技術の向上および重要産業の機械設備等の急速な近代化を促進すること、ならびに原材料および動力の原単位の改善を指導奨励すること、そのために企業の合理化の有力な推進力となる技術を向上させることが必要である。技術は多くの場合試験研究の結果として生れる。したがって企業の合理化を促進させるためには、技術の母胎とも称すべき試験研究を大いに保護育成する措置を講じようとするにある。

2 主たる合理化促進のための方策としては、技術向上に関する措置として、(1) 補助金の交付等 鉱工業に関する技術の研究、工業化試験、新規の機械設備等の試作の3つについて、補助金を交付する(第3条)。従来鉱工業に関する試験研究補助金については、各省の告示によってそれぞれ運営されてきた。運輸省関係はア 科学技術応用研究補助金交付規程 イ 工業化試験補助金交付規程に依って交付していたが、企業合理化促進法の成立に伴ない全部廃止されて、企業合理化促進法施行規則(昭和27年大蔵・厚生・農林・通商産業・運輸・建設省令第2号)の中に整備統合し、昭和27年以降は、国の試験研究に対する補助金に関する交付手続は本規則によって取扱われ、交付の具体的方法、その他については告示をもって実施している。運輸省としては昭和26年度から昭和29年度まで、応用研究補助金、工業化試験費補助金について、各年度5,000万円を交付した。(2) 国有機械設備の貸与 技術の向上を促進するため必要があるときは国有の機械設備を貸与する。(3) 試験研究用機械設備等の短期償却およびこれに対する固定資産税の減免 あらかじめ承認を受けた試験研究用機械設備等については、残存価額1割を残して3箇年間の短期均等償却を認める(第4条)。これを認められた試験研究用機械設備等については、市町村の財政の実状等に応じて固定資産税の減免ができるものとする(第5条)。(4) 機械設備等の近代化の促進 政令で指定された事業を営む者が取得する一定の近代の機械設備等については、

初年度にその取得価額の50%の特別償却を認める。ただし初年度に50%全部の償却ができないときには、その差額を償却不足額として、個人についてはその後2年間、法人についてはその後5年間に繰越して認められる(第6条)。特別償却を認められた近代の機械設備等についても、市町村の財政の実状等に応じて固定資産税の減免ができる(第7条)。(5) 原単位に関する報告および改善に関する指導 主務大臣は事業者から原単位に関する報告を徴し(第10条)、一般的に目標となるべき原単位を公表し(第9条)、または個別的に原単位の改善について指導を行うものとする(第11条)。(6) その他 中小企業の経営合理化のため、地方公共団体は中小企業者の申出により、その中小企業について診断および勧告を行い(第12条)、国はその地方公共団体に予算の範囲内で補助金を交付する(第13条)。また本法を適正かつ円滑に実施するため、主務大臣は必要な報告を徴し、または立入って検査し、これを拒否した者には3万円以下の罰金刑を科することができる(第14・15・16条)。

参考文献 通産省企業局編 企業合理化の諸問題。(荒木成雄)
きげんえんしん 期限延伸(工事) 工事期限は完成工事の利用時期、工事の大小・難易、注文者の資金関係等経済的事情や技術的關係から、所要工事費と関連して適当に決定するのであるが、工事期限の長短は直接請負者の工事実費に影響するのであるから、契約を結ぶに当って必ずこれを明確にしておかなければならない。しかし工事着手後において設計変更および注文者の都合による中止、その他天災事変等により竣工(しゅんこう)期限に影響ある場合は相当と認める日数を延期することができる。ただこの場合延期すべき期限は、設計変更または中止された工事が全体工事から物理的にも経済的にも分離し得るものであれば、当該部分のみの延期とし、そうでない場合は全体工事の延期とすべきである。契約書においては変更・中止に伴う期限の延伸・短縮は注文者の命ずるところとなっている。しかし請負者が天災事変その他正当の理由なくして契約工期に遅延した場合は、契約書に定める遅滞料を支払うことになっている。――中止命令。(藤原 孝)

きけんひん 危険品 鉄道運送中爆発・発火等の事故を生ずるおそれのある貨物。わが国鉄道の貨物等級表は、貨物を普通品と危険品に2大別し、爆発性貨物(火薬類・高圧ガス)、可燃性貨物(マッチ・軽火工品・揮発油・黄リン等)、吸湿発熱性貨物(生石灰・カーバイド等)、酸化腐し性貨物(硝酸・硫酸・塩酸・さらし粉等)、揮散性毒物(硫酸ジメチル・四エチル鉛等)を危険品に分類している。危険品には法令または都道府県条令で、貯蔵・運搬・包装等が定められているものもある。すべて鉄道所定の*危険品包装表による包装を施さないと運送を拒絶される。火薬類のように運送上特別の措置を講じなければならないものもあり、その他の危険品も急送することになっているので、運賃は車扱においては普通品よりも高く、小口扱においてはおおむね割増がつけられている。旅客の手回り品、手荷物、小荷物の禁制品としての危険品については*手回り品*手荷物*小荷物。船舶運送における危険品については*危険物船舶運送及び貯蔵規則。(片山伊与吉)

きけんひんこ 危険品庫 (英) storehouse for explosives and inflammables 油類・カーバイドまたは火薬類等を保管する建物(日本国有鉄道固定財産管理規程)であって、一般建築物と同様建築基準法の適用をうけるほか、労働安全衛生規則第9章第135条以下の規則、消防法第3章第10条以下の法および地方条例の適用をうける。これらにおいては危険品の数量、貯蔵所の構造・位置について詳細な規定がある。消防法に示す危